

気象警報発令時等における発令区域内の保育園等の対応について

○幼稚園・認定こども園（1号認定子ども）対象

原則として、園が所在する学区の小学校等と同様の対応を行うこと。ただし、警戒レベル3が発令された場合、休園とする。

○保育園・認定こども園（2・3号認定子ども）対象。園が所在する地域に、以下の警報・注意報・避難情報が発令された場合の対応。

| | 気象警報・注意報（気象庁） | | | 避難情報（岡山市） | |
|---------------------|---------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | 注意報 | 警報 | 特別警報 | 警戒レベル3 | 警戒レベル4 |
| | | | | 高齢者等避難 | 避難指示 |
| 開園予定時刻の1時間前から開園までの間 | 開園、通常保育 | ①開園、通常保育 ②できる範囲で保護者に家庭保育を依頼 | 休園（終日） | 休園（終日） | 休園（終日） |
| 開園中 | 通常保育を継続 | ①通常保育を継続 ②できる範囲で保護者に迎えを依頼 | ①園で待機または避難場所等へ避難 ②保護者に迎えを依頼 | ①園で待機または避難場所等へ避難 ②保護者に迎えを依頼 | ①園で待機または避難場所等へ避難 ②保護者に迎えを依頼 |

注1）気象警報・注意報と避難情報（警戒レベル）が同時に発表されている場合は、より安全性を重視した基準に拠ること。

注2）特別警報、高齢者等避難、避難指示が発表されていない場合でも、各園において、個別の状況等により、安全な保育が困難と判断する場合は休園等の措置を講じること。

注3）波浪警報または高潮警報のみが発表されている場合は、園が所在する区域にその影響が及ぶ可能性があるかどうかを考慮して判断すること。

注4）震度5弱以上の地震が開園後から開園までの間に発生した場合（地震発生から開園までの間に、園の施設等の安全確認を日中に行うことができた場合を除く。）は、園の施設等の安全確認のため、休園（終日）すること。開園中に震度5弱以上の地震が発生した場合は、津波警報等の情報に留意しながら、保護者に引渡しができるまで、児童の安全を確保すること。